

[事案 26-138] 転換契約無効請求

・平成 27 年 6 月 26 日 和解成立

<事案の概要>

転換の際、募集人による虚偽の説明があったことを理由に、転換後契約を無効とし、転換前契約に戻すことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 12 月、終身保険を定期保険等に転換したが、以下の理由により、特約の変更と認識して手続をしたので、転換後契約を取り消して、転換前契約を復旧してほしい。

- (1) 募集人から、転換前契約は入院 1 日目から給付金が支払われるものであったが、入院 5 日目からしか入院給付金が出ないと虚偽の説明を受けた。
- (2) 募集人から説明時に渡された提案書は抜粋されたものであり、転換自体の説明、転換価格の充当先に関する説明、解約払戻金について説明等はなかった。
- (3) 転換の際、喫茶店で 1 回、短時間面談しただけであった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、募集人は適切な説明をしており、取扱いに不適切な点は見当たらないことにより、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の了解を得ているとして申立人の配偶者から説明要望があったので、募集人および同行したトレーナーは提案書によって転換前後の内容の違いを対比しながら、転換後契約の保障内容のほか、解約払戻金の推移、転換価格の充当を説明したところ、4 プラン（転換 2 プラン、特約変更 2 プラン）から申立人が希望した。
- (2) 提案書は説明の便宜のため、転換前後を対照できるように組み合わせており、ページ順ではないが、ページが欠けていたわけではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の配偶者および申立人、ならびに募集人およびそのトレーナーに対して、申立人が主張する募集行為の不適切性の有無やプランの提案方法について把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、契約時の事情を考慮した和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。